

指定管理者制度活用事業 評価シート

1. 基本事項

施設名称	母子生活支援施設ヒルズすえなが	評価対象年度	平成20年度
事業者名	・事業者名 社会福祉法人母子育成会 ・代表者名 深瀬 亮一 ・住所 川崎市川崎区本町1-1-1	評価者	こども福祉課長
指定期間	平成17年4月1日～平成21年3月31日	所管課	市民・こども局こども本部 こども支援部こども福祉課

2. 事業実績

利用実績	平成20年度中入所は12世帯、退所は16世帯。年度末在籍は21世帯53人。 年間一時保護世帯数は新規14世帯、保護人数32人、日数371日、利用延べ人数898人。 入所世帯数は前年度同様、退所(自立)世帯数は増加している。
収支実績	収入金額 63,349,523円(内訳:指定管理委託料 63,246,000円 その他収入:103,523円) 支出金額 65,766,218円(内訳:人件費 44,472,495円 事務費:11,937,549円 事業費その他 9,356,174円)
サービス向上の取組	①平成20年度は、職員による毎日の巡回や防犯カメラ、センサーライト設置、電話機のナンバーディスプレイ導入を実施し不審者対策を強化している。 ②学齢児の学習支援を長期休暇中だけではなく、通年で実施している。

3. 評価

分類	項目	着眼点	配点	評価段階	評価点
利用者満足度	利用者の意見・要望への対応	利用者ニーズの把握に努め、それを事業や管理に反映させる取組が為されているか	10	3	6
		意見・要望の収集方法は適切だったか(十分な意見・要望を集めることができたか)			
		利用者からの苦情や意見に対して、迅速かつ適切に対応しているか			
	事業成果	事業実施による成果の測定が適切に行われているか	10	3	6
当初の事業目的を達成することができたか					
(評価の理由) 社会福祉法第82条に基づく苦情解決の仕組みを整え、施設内に意見箱・こどもポストを設置し、大人・こどもに関わらず利用者の苦情を受付けた。苦情については施設全体の問題として対応し、その解決、改善をもってサービスの質と信頼性の向上をはかる体制ができています。個別担当制を行い利用者との信頼関係に基づく支援に努め、利用者ニーズの把握と早い段階での対応を実施し、20年度については利用者からの苦情が出ていない。 利用者からの要望に応じて、学齢児の学習支援を長期休暇中のみから通年へと拡充している。 事業目的である母子保護の実施(児童福祉法23条第1項)は、入所理由の内訳、自立までの入所期間ともに国平均に準じており、必要な母子保護が実施されている。					
収支計画・実績	効率的・効果的な支出	計画に基づく適正な支出が行われているか	5	3	3
		支出に見合う効果は得られているか			
		効率的な執行等、経費削減の具体的な取組は為されたか			
	適切な金銭管理・会計手続	収入と預かり金等を区別し、適切に管理を行っているか	5	3	3
事業収支に関して適正な会計処理が為されているか					
(評価の理由) 平成20年度は母子育成会に800万円の長期貸し付けを実施したためマイナス収支決算となっているが、前期からの繰越額が4,672,755円あり、平成20年度末の繰越差額は2,256,060円と財務状態は安定している。					
サービス向上及び業務改善	適切なサービスの提供	提供すべきサービスが仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか	15	4	12
		適切な母子保護が実施されたか			
		各利用者の状況に応じた適切な相談支援が提供されたか			
		利用者の健康づくりのための取組が実施されたか			
	業務改善によるサービス向上	実施計画と実際のサービス提供に「ずれ」が生じている場合、原因究明に必要な取組が為されているか	5	3	3
		業務改善が必要な場合に、現状分析、課題把握、改善策の検討と実施が行われているか			
(評価の理由) 入退所時、期間更新時の面接相談のほか、随時、就労・家庭生活及び児童の養育などに関する援助及び助言支援を実施。また心理担当職員は週2日ペースで母子への精神的ケアを延べ307回行っている。 保育については一時保育(月～土曜日9時～18時 延べ493人利用)、母子保育(132人利用)、自立支援保育(月～土曜日 8時30分～17時)を実施し、利用者の自立支援と児童の保育を確保している。 利用者の健康管理のための定期健診を健康指導、栄養指導を国基準を上回る回数で実施している。					

組織管理体制	適正な人員配置	必要な人員(人数・有資格者等)が必要な場所に適切に配置されているか	5	4	4
	連絡・連携体制	関係機関との必要な連携が実施されているか			
	担当者のスキルアップ	業務知識や安全管理、法令遵守に関する研修が定期的に行われ、スタッフのスキルとして浸透しているか	10	3	6
	安全・安心への取組	事件・事故、犯罪、災害から利用者を守ることができる適切な安全管理体制となっているか(人員配置、マニュアル、訓練等)	10	4	8
		緊急時に警察や消防など関係機関と速やかに連携が図れるよう、連絡体制を構築し、定期的に情報交換等を行っているか			
	コンプライアンス	個人情報保護、その他の法令遵守のルール(規則・マニュアル等)と管理・監督体制が整備され、適切な運用が為されているか	10	3	6
	職員の労働条件・労働環境	スタッフが業務を適正に実施するための、適切な労働条件や労働環境が整備されているか			
環境負荷の軽減	環境に配慮した調達や業務実施が行われているか	5	3	3	
(評価の理由) 国基準以上の職員配置を実施。利用者が抱える事情に応じ、多様かつ質の高い支援が求められるため職員は、相談援助技術や安全管理、関係する法令に関わる所内外の研修に参加(24件)しスキルアップを計っている。 安全・安心への取組として、警察を含む関係機関、地域との連携体制は整っており、施設も緊急時を想定した月に1回の避難訓練を実施。平成20年度からは、不審者対策として、日々3回の施設職員による施設内外の巡回、防犯カメラ、電話機のナンバーディスプレイを導入している。					
適正な業務実施	施設・設備の保守管理	安全な利用に支障をきたすことのないよう、施設・設備の保守点検や整備等を適切に実施しているか	10	3	6
	管理記録の整備・保管	業務日誌・点検記録・修繕履歴等が適切に整備・保管されているか。			
	清掃業務	施設内及び外構の清掃が適切に行われ、清潔な美観と快適に利用できる環境を維持しているか			
	警備業務	施設内及び敷地内の警備が適切に行われ、事件・事故・犯罪等の未然防止に役立っているか			
	外構・植栽管理	外構の植栽を適切に管理(草刈、剪定、害虫駆除等)しているか			
	備品管理	設備・備品の整備や整頓、利用者が使用する消耗品等の補充が適切に行われているか			
(評価の理由) 施設・整備の保守管理、清掃、外構・植栽管理並びに記録管理は協定書に基づき実施されている。					

#### 4. 総合評価

評価点合計	66	評価ランク	C
-------	----	-------	---

注) 評価点: 100点満点。評価ランク: 5段階評価

A: 90点以上 B: 80点以上90点未満 C: 60点以上80点未満 D: 40点以上60点未満 E: 40点未満

A: 特に優れている B: 優れている C: 適正である D: 改善が必要である E: 問題があり適切な措置を講じる必要がある

#### 5. 事業執行(管理運営)に対する全体的な評価

仕様書、協定書に基づいた管理、業務が実施されている。  
入所者の安定、安心な生活に欠かせない安全管理については、職員による毎日の施設内外の巡回、防犯カメラやセンサーライト、電話機のナンバーディスプレイを導入し不審者対策を行っている。  
指定管理者制度移行後4年目を終えて、利用者、関係機関、地域社会との関係性も深まり、利用者退所後の見守り体制も含め、安定的、継続的な自立支援が行われている。

#### 6. 来年度の事業執行(管理運営)に対する指導事項等

入退所世帯数は例年と大きな差はなく、入所期間、入所理由なども国平均と比べて同比率を保ち、必要な母子保護と自立支援が実施されている。引き続き、福祉事務所(市内外)から入所要請があった場合、施設での対応が可能なものについては、関係機関と協力し受入体制の整備に努められたい。  
来年度も適正な業務の実施と、これまでの実績を活かし多種多様化する利用者ニーズに応じた専門的な支援をお願いしたい。